

転入誓約書

朝霞市長 宛

＜承諾事項＞

- 1 入所希望日及び転入予定日までに朝霞市への住民登録の異動（転入）を行います。
- 2 入所希望日までに朝霞市への住民登録の異動（転入）ができなかった場合は、利用調整結果を取り消されても異議を申し立てません。

私は、上記承諾事項を同意したうえで、下記のとおり朝霞市に転入予定をするものとして利用調整申請書を提出します。

記

保護者氏名	
ふりがな	
児童氏名	
生年月日	年 月 日生
転入予定住所	朝霞市
転入予定日※	年 月 日
入所希望日	年 月 日

※ 転入予定日は、入所希望日を期限とします（入所日は毎月1日となります）。

売買契約書または賃貸契約書等の写し（居住予定年月日・住所が記載されたもの）を添付し、入所希望日の時点で確実に朝霞市民となる（住民票を異動する）場合は、朝霞市民として利用調整を行います。

なお、本誓約書に契約書等の添付がない場合は、朝霞市民としての利用調整はできませんのでご了承ください。

入所内定時のお子様の面談（体験保育）について

利用調整の結果、入所内定となった場合には、お子様の集団保育の可否を判断するため、内定施設でお子様の面談を実施します。また、面談だけでは集団保育の可否の判定が困難であると施設が判断した場合、「体験保育」（2日間程度、保護者同伴）を実施します。

入所日までに面談（体験保育）を受けられない場合は、利用調整結果が取り消されることがあります。

転入後の手続きについて

朝霞市へ住民登録を異動（転入）後、必ず朝霞市保育課で手続きを行ってください。

手続きのない場合、利用調整結果が取り消されることがあります。